

令和元年6月富津市議会定例会
議案等資料

令和元年6月4日

富 津 市

令和元年6月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和元年6月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	富津市税条例新旧対照表（第1条による改正）	4
議案第1号資料	富津市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条による改正）	23
議案第1号資料	富津市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条による改正）	25
議案第2号資料	富津市税条例新旧対照表（第1条による改正）	29
議案第2号資料	富津市税条例新旧対照表（第2条による改正）	40
議案第3号資料	富津市国民健康保険税条例新旧対照表	44
議案第4号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	47
議案第5号資料	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	49
議案第7号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	55
議案第8号資料	履歴事項（富津市監査委員関係）	56

令和元年6月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第1号	<p>富津市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (提案理由) 都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年4月1日及び令和元年6月1日に施行されたことにより、富津市税条例等の一部改正について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。 (施行日) 平成31年4月1日及び令和元年6月1日</p>	市民部
議案第2号	<p>富津市税条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)により改正された地方税法(昭和25年法律第226号)が施行されることに伴い、子どもの貧困に対応するための個人市民税非課税措置の導入、環境への負荷の少ない軽自動車に対する軽自動車税の特例措置の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和元年10月1日。一部公布の日、令和2年1月1日、令和3年1月1日及び令和3年4月1日</p>	市民部
議案第3号	<p>富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ及び当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定における被保険者等の数に乗すべき金額の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第4号	<p>富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成31年総務省令第11号)が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	消防本部
議案第5号	<p>千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について (提案理由) 香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和元年9月1日</p>	総務部
議案第6号	<p>令和元年度富津市一般会計補正予算(第1号) 補正額 31,832千円 補正後の予算額 19,181,832千円 (主な事業) ・コミュニティ推進関係費 15,000千円 ・私立保育園等運営事業 1,969千円 ・予防接種事業 14,405千円</p>	総務部
議案第7号	<p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて (提案理由) 人権擁護委員^{おざわまさひこ}小澤正彦氏の任期が、令和元年9月30日をもって満了となることに伴い、後任者として^{やまだやすひろ}山田恭大氏を法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部等
議案第8号	富津市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市監査委員磯貝昭一 <small>いそがいしょういち</small> 氏の任期が、令和元年6月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き富津市監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。	監査委員事務局
報告第1号	平成30年度富津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について (報告理由) 平成30年度富津市一般会計予算繰越明許費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第2号	専決処分の報告について (報告理由) 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第3号	専決処分の報告について (報告理由) 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第4号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第5号	専決処分の報告について (報告理由) 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

議案第1号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）</u>をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金 ア 千葉県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体 イ アに掲げるもののほか、千葉県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は千葉県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を営む法人</p> <p>（2） 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの</p> <p>（3） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）</u>をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1） 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金 ア 千葉県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体 イ アに掲げるもののほか、千葉県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は千葉県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を営む法人</p> <p>（2） 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの</p> <p>（3） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2</p>

項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

（1）前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

（2）前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得

項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は千葉県内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長

2 前項の規定の適用が ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第23条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第3項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知

<p>_____に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体</u>に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定</p>	<p>事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には_____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定</p>
---	--

<p>17 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>17 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>18 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>18 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>19 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>20 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>	<p>22 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>
<p>23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>23 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>24 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>25 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>	<p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>
<p>26 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>26 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供</p>	<p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供</p>

<p>した年月日</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p> <p>(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由</p>	<p>した年月日</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日</p> <p>(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由</p>
<p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>	<p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>
<p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</p>	<p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</p>

<p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>	<p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>
---	---

ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

ようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>
---	---

- | | |
|--|--|
| <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> | <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> |
| <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> | <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> |
| <p>12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演</p> | <p>12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演</p> |

芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
平成6年度	0.2

芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年度	率
平成6年度	0.2

平成7年度	0.4
平成8年度	0.6
平成8年度	0.6
平成9年度	0.8

2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第1項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が平成5年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度

平成7年度	0.4
平成8年度	0.6
平成8年度	0.6
平成9年度	0.8

2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第1項に規定する事情により新たに市街化区域農地となった土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となった土地に類似する市街化区域農地が前項の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となった土地が平成5年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度

	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度
前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円

	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度
前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円
5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平		

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平

成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規

成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車

(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自

動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。
 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第25条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2） 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（4） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。
 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第25条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2） 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（4） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____）</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（_____以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>仮換地等納税義務者</u>_____」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>仮換地等の</u>_____」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>仮換地等に</u>_____対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は<u>名称</u>）</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた<u>特定仮換地等</u>（以下この項において「<u>特定仮換地等</u>」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「<u>特定仮換地等納税義務者</u>_____」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「<u>特定仮換地等の</u>_____」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「<u>特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に</u>_____」とする。</p>
--	---

議案第1号資料

富津市税条例等の一部を改正する条例（平成29年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案																								
<p>（富津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>附則第15条の3の次に次の5条を加える。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1号</td> <td style="width: 40%;">100分の1</td> <td style="width: 40%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2条 富津市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り</p> <p>_____、</p> <p>_____、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">4,600円</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	<p>（富津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>附則第15条の3の次に次の5条を加える。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1号</td> <td style="width: 40%;">100分の1</td> <td style="width: 40%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2条 富津市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車」が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">4,600円</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第1号	100分の1	100分の0.5																							
第2号	100分の2	100分の1																							
第3号	100分の3	100分の2																							
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																							
第1号	100分の1	100分の0.5																							
第2号	100分の2	100分の1																							
第3号	100分の3	100分の2																							
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																							

第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条中第2項から第4項までを削る。

第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条中第2項から第4項までを削る。

議案第1号資料

富津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年富津市条例第11号）新旧対照表（第3条による改正）

改正前	改正案
<p>（富津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項_____において「納税申告書」という。）」を加え、同条第2項中「第66条の7第4項」の次に「及び第10項」を、「第68条の91第4項」の次に「及び第10項」を加え、同条第3項中「第66条の9の3第4項」の次に「及び第10項」を、「第68条の93の3第4項」の次に「及び第10項」を加え、同条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、_____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>（富津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項、第11項及び第13項_____において「納税申告書」という。）」を加え、同条第2項中「第66条の7第4項」の次に「及び第10項」を、「第68条の91第4項」の次に「及び第10項」を加え、同条第3項中「第66条の9の3第4項」の次に「及び第10項」を、「第68条の93の3第4項」の次に「及び第10項」を加え、同条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項<u>及び第12項</u>_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が</u>法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由</p>

により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる」と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の

(略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富津市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中富津市税条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中富津市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中富津市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中富津市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富津市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中富津市税条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中富津市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中富津市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中富津市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

<p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日</p> <p>(9) 第5条の規定 平成34年10月1日</p> <p>(10) 第1条中富津市税条例附則第10条の2第15項を同条第26項とし、同項の前に1項を加える改正規定(同条第25項に係る部分に限る。)生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>2 この条例(前項各号に掲げる規定を除く。)による改正後の富津市税条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の富津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1項第7号に掲げる規定による改正後の富津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の富津市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日</p> <p>(9) 第5条の規定 平成34年10月1日</p> <p>(10) 第1条中富津市税条例附則第10条の2第15項を同条第26項とし、同項の前に1項を加える改正規定(同条第25項に係る部分に限る。)生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>2 この条例(前項各号に掲げる規定を除く。)による改正後の富津市税条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の富津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第1項第7号に掲げる規定による改正後の富津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の富津市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>
--	--

議案第2号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑</p>

<p>損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>
<p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、<u>法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p>
<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>

(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定める

(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その

旨

(4) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定める

ところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（以下この条において

「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の

公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載す

ところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において

同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは单身児童扶養者である者（以下この条において

「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載す

べき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

べき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあ

断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあ

るのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条 _____ に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

るのは、「100分の2」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第15条の9 県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(法人税割の税率の特例)

第19条の3 次の各号に掲げる法人に対する昭和55年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期における解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず_____、当

第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(法人税割の税率の特例)

第19条の3 次の各号に掲げる法人に対する_____法人税割の税率は、第34条の4の規定にかかわらず、当分の間、当

該各号に掲げる税率とする。

(1) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この条において「資本金等の額」という。）が5,000万円を超え1億円以下の法人 100分の10.9

(2) 資本金等の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100分の12.1

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第314条の4第2項に掲げる日現在における資本金等の額とする。

該各号に掲げる税率とする。

(1) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下この条において「資本金等の額」という。）が5,000万円を超え1億円以下の法人 100分の10.9

(2) 資本金等の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100分の12.1

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第314条の4第2項に掲げる日現在における資本金等の額とする。

議案第2号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案																																
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4,600円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td></td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	4,600円			6,900円	8,200円			10,800円	12,900円			3,800円	4,500円		<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号ア</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4,600円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td></td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	4,600円			6,900円	8,200円			10,800円	12,900円			3,800円	4,500円	
第2号ア	3,900円	4,600円																															
	6,900円	8,200円																															
	10,800円	12,900円																															
	3,800円	4,500円																															
第2号ア	3,900円	4,600円																															
	6,900円	8,200円																															
	10,800円	12,900円																															
	3,800円	4,500円																															

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	5,000円	6,000円
	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	5,000円	6,000円
	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三

<p>輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</p>	<p>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</p>

議案第3号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について25,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について5,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について5,600円

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険税の減額）

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について25,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について5,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について5,600円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について18,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について4,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について4,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について1,600円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について18,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について4,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について4,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,200円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について1,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について1,600円

議案第4号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に</p>

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

議案第5号資料

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給</p> <p>(2) 住民の交通災害共済事業</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償</p> <p>(4) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</p> <p>(5) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償</p> <p>(6) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</p> <p>(7) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与</p> <p>(8) 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給</p> <p>(9) 住民の予防接種事故に対する救済措置</p> <p>(10) 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>(11) 公平委員会に関する事務</p> <p>(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村並びに一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。</p> <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1) 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給</p> <p>(2) 住民の交通災害共済事業</p> <p>(3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償</p> <p>(4) 非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</p> <p>(5) 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤水防団長、非常勤水防団員、水防従事者及び応急措置業務従事者の公務上の災害に対する補償</p> <p>(6) 非常勤消防団員に対する退職報償金の支給</p> <p>(7) 消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の授与</p> <p>(8) 非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給</p> <p>(9) 住民の予防接種事故に対する救済措置</p> <p>(10) 住民の自然災害に対する災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>(11) 公平委員会に関する事務</p> <p>(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社に関する事務</p>

<p>(13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) 職員採用試験の合同実施 (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付</p>	<p>(13) 職員の共同研修機関の設置及び運営 (14) 職員採用試験の合同実施 (15) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理 (16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付</p>
<p>2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。</p>	<p>2 組合は、前項に規定するもののほか、千葉県自治会館の設置及び管理を行うことができる。</p>
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>
<p>千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 <u>長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合</u></p>	<p>千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 <u>長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合</u></p>

南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
別表第2 (第3条第1項関係)

共同処理する 事務	共同処理する団体
第3条第1項 第1号に掲げ る事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流 山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷 市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖 ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ 市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝 光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長 柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 <u>長門川水道企業団</u> 香取市 東庄町病院組合 <u>国保国吉病院組合</u> 君津中 央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組 合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町 清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡 市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組 合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組 合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組 合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域 市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事 務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市 横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市 酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事

南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合
別表第2 (第3条第1項関係)

共同処理する 事務	共同処理する団体
第3条第1項 第1号に掲げ る事務	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流 山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷 市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖 ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ 市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝 光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長 柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 <u>長門川水道企業団</u> <u>国保国 吉病院組合</u> 君津中 央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組 合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町 清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡 市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組 合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組 合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉 市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組 合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域 市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事 務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市 横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市 酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事

	務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団
	(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環

	務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団
	(略)
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環

境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広
 域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合
 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事
 務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東
 総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防
 組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広
 域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏
 事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広
 域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広
 域水道企業団 印西地区環境整備事業組合
 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医
 療広域連合

(略)

第3条第1項
 第11号に掲げ
 る事務

銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市
 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市
 原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市
 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道
 市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富
 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市
 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神
 崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町
 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町
 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合
 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環
 境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金
 市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合

境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広
 域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合
 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事
 務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東
 総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防
 組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広
 域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏
 事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広
 域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広
 域水道企業団 印西地区環境整備事業組合
 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医
 療広域連合

(略)

第3条第1項
 第11号に掲げ
 る事務

銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市
 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市
 原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市
 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道
 市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富
 里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市
 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神
 崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町
 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町
 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
 国保国吉病院組合
 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環
 境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金
 市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設
 管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合
 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井
 町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防
 事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環
 境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広
 域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合
 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事
 務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東
 総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防
 組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛
 郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下
 水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉
 県後期高齢者医療広域連合

(略)

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設
 管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合
 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井
 町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防
 事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環
 境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合
 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広
 域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合
 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事
 務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東
 総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防
 組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛
 郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下
 水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉
 県後期高齢者医療広域連合

(略)

議案第7号資料

履 歴 事 項

- 1 住 所 富津市二間塚280番地
- 2 氏 名 やま だ やす ひろ
山 田 恭 大
- 3 生年月日 昭和32年7月11日
- 4 学 歴 昭和56年3月 早稲田大学卒業
- 5 経 歴 昭和56年4月 君津市立君津中学校教諭
平成27年4月 袖ヶ浦市立根形中学校校長
平成30年3月 定年退職

議案第8号資料

履 歴 事 項

- 1 住 所 富津市山中2099番地
- 2 氏 名 いそ がい しょう いち
磯 貝 昭 一
- 3 生年月日 昭和27年12月10日
- 4 学 歴 昭和46年3月 千葉県立安房農業高等学校卒業
- 5 経 歴 昭和46年9月 富津市役所就職
平成25年3月 富津市役所退職
平成25年4月 公益財団法人富津市施設利用振興公社就職
平成27年5月 公益財団法人富津市施設利用振興公社退職
平成27年7月 富津市監査委員就任

